

広島県告示第百三十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第二項の規定によつて、尾道系
崎港に係る港湾隣接地域の指定に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成二十六年三月三日

尾道系崎港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 期日

平成二十六年三月十日 午後七時

二 場所

福山市高西町三丁目三番一〇

福山市高西コミュニティセンター

三 指定しようとする地域

尾道系崎港高西地区